

ID: 184

担当部署: 地域整備課

処分の概要	駐車場の使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	大河原町営住宅条例 第66条第1項		
例規番号	平成9年条例第20号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第66条の規定による。</p> <p>(使用許可の取消)</p> <p>第66条 町長は、使用者が次の各号の1に該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。</p> <p>(4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。</p> <p>(5) 第59条に規定する使用者資格を失ったとき。</p> <p>(6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により駐車場の明渡し請求を受けた使用者は、速やかに当該駐車場を明渡ししなければならない。</p> <p>3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、使用開始した日から請求の日までの期間については、近傍同種の駐車場の使用料の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に、法定利率による支払期後の利息を付した額の金額を、請求の日の翌日から当該明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の駐車場の使用料の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 町長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の駐車場の使用料の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>5 町長は、駐車場が第1項第6号の規定に該当することにより、同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該使用者にその旨を通知しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日